

喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金 申請受付要項

【受付期限】

令和5年2月1日（水）まで

【受付方法】

申請書の提出先

喬木村役場 産業振興課 商工観光係 窓口

申請書類（Word 様式）の入手方法

喬木村役場ホームページからダウンロード

※ダウンロードできない場合は、喬木村役場
産業振興課商工観光係の窓口までお越しください。

なお、役場にお越しの際は、マスク着用でお越しください。

【お問い合わせ先】

喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金に関する問い合わせ

喬木村役場産業振興課商工観光係

電話番号：0265-33-5126（直通）

課長：福沢博之 担当：市瀬直紀

I 補助金の概要

1 趣旨

昨今の原油・原材料価格の高騰により、厳しい状況にある村内事業所等の支援を目的に、経営に影響を受けた事業所の燃料等の購入に対し、喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金(以下「補助金」という。)を支給します。

2 補助額

・ガソリン	1 ℓあたり 10 円
・灯油	1 ℓあたり 10 円
・軽油	1 ℓあたり 10 円
・重油	1 ℓあたり 10 円
・LP ガス	1 m ³ あたり 100 円
・電気	1 kwh あたり 5 円

※補助金額は、一事業者あたり 50 万円を上限とする。

※100 円未満が生じたときは、これを切り捨てた額

II 補助対象者

□対象者は、次に掲げる業種で、村内に事業所を有する法人及び個人事業主

- (1) 製造業
- (2) 卸売業
- (3) 運輸業
- (4) クリーニング業
- (5) その他村長が適当と認める事業

III 補助対象経費

□令和 4 年 10 月から令和 4 年 12 月までの間(3 カ月)の燃料等の経費であって、次に掲げるものとします。

- (1) 商品の製造に要する燃料費等の経費
- (2) 商品の運搬に要する燃料等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか村長が認める経費

IV申請手続き等

1 提出書類

喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金交付申請書・請求書

対象経費の使用量の明細が確認できる書類

※対象経費の明細の分かる領収書、レシート、請求書、納品書等の写し

振込口座の通帳等の写し

営業許可証等、営業実績の分かる書類

※営業実績の分かる書類は、法人事業概況説明書、確定申告等の写し

2 申請書類（Word 様式）の入手方法

喬木村役場ホームページからダウンロード

※ダウンロードできない場合は、喬木村役場産業振興課商工観光係の受付窓口までお越しください。

3 受付期限

令和5年2月1日（水）まで

4 補助金に関する問い合わせ先

喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金に関する問い合わせ

喬木村役場 産業振興課 商工観光係

電話番号：0265-33-5126（直通）

5 通知

審査の結果、補助金の支給が決定したときは、喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）を発送します。また、補助金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

6 支給

村において、申請書類等を受領後、内容を審査の上、申請内容が適正であると確認したときは、指定いただいた振込口座に補助金をお支払いします。

V その他

- 1 補助金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、喬木村製造業等燃料高騰対策事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の返還が生じる場合があります。
- 2 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等することがあります。